

朝日町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

朝 日 町

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 2 |
| 1 | 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 2 |
| 2 | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | 3 |
| 3 | 被害想定 | 3 |
| 4 | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 | 4 |
| 5 | 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 | 5 |
| 6 | 町行動計画の主要6項目 | 6 |
| (1) | 実施体制 | 7 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 9 |
| (3) | 情報提供・共有 | 10 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 11 |
| (5) | 医療 | 13 |
| (6) | 町民生活及び町民経済の安定の確保 | 13 |
| 7 | 発生段階 | 13 |
| III | 各段階における対策 | 15 |
| 1 | 未発生期 | 16 |
| 2 | 県内未発生期 | 18 |
| 3 | 県内発生早期 | 20 |
| 4 | 県内感染期 | 22 |
| 5 | 小康期 | 24 |

新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザは、毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なりほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

発生前からの対策が重要

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短時間でパンデミックを引き起こすおそれがあることを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、あらかじめ対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

町行動計画の作成

朝日町新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づくものです。特措法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「朝日町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）としました。町行動計画には、町の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関や特定接種、町民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

関係機関の協力、町民等の役割

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国や県など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、町民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

計画の見直し

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

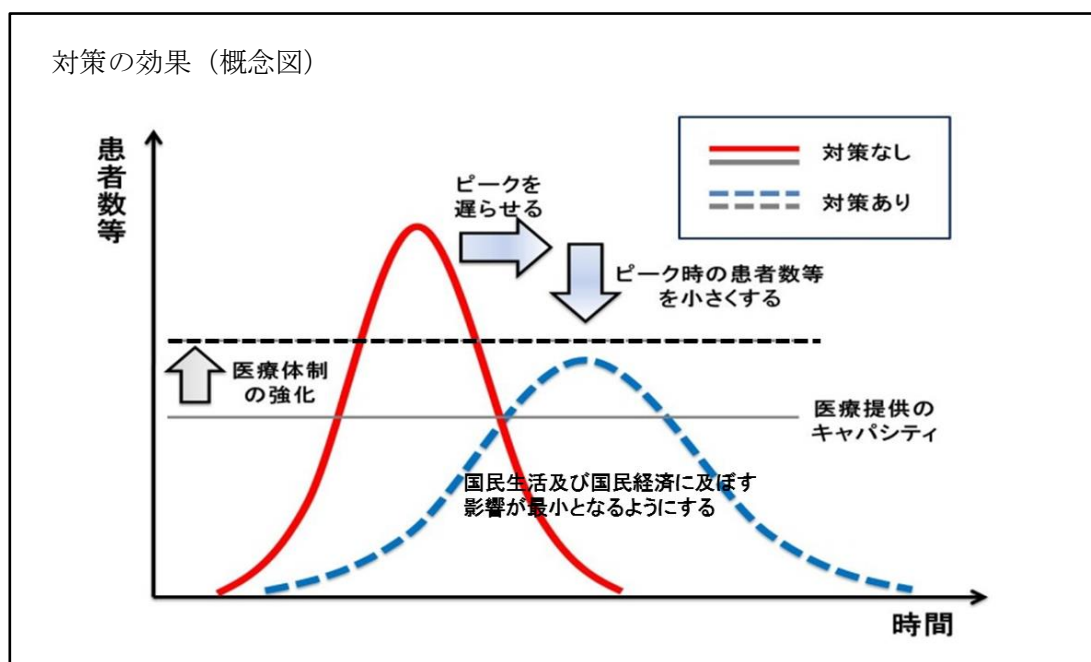
新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。そのため、町行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応

を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

2 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周知な準備を進める。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行う。

II-3 被害想定

1 被害想定のお考え方

- ・ 新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。
 - ・ 政府行動計画は、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もありえるということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
 - ・ 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
 - ・ 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
 - ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、国において必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施する

こととなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 感染規模の想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、朝日町では次のように想定される。

| | 朝日町 | 三重県 | 全国 |
|--------------|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 医療機関を受診する患者数 | 約 1,040 人 ～ 2,000 人 | 約 19 万 1 千人 ～ 36 万 8 千人 | 約 1,300 万人 ～ 2,500 万人 |
| 入院患者数 | 約 42 人 ～ 160 人 | 約 7,800 人 ～ 2 万 9 千人 | 約 53 万人 ～ 200 万人 |
| 死亡者数 | 約 13 人 ～ 51 人 | 約 2,500 人 ～ 9,400 人 | 約 17 万人 ～ 64 万人 |

3 社会への影響に関する想定

- ・町民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重するものとし、医療関係者への医療の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請に関する県対策本部への要請にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともありえると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- ・朝日町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・町対策本部は、対策本部相互間において総合調整を行う必要がある場合には、県対策本部に対し、総合調整を行うよう要請する。

5 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ－5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有する。

2 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行う。

また、市町と緊密な連携を図り、市町における対策の実施を支援する。

3 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、町民に対するワクチン接種や町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組む。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進める。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供する。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続するよう努める。

7 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の市民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8 町民の役割

普段から、国や県が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践する。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅱ－6 町行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的であ

る「感染拡大を可能な限り抑制し、国（県）民の生命及び健康を保護する」及び「国（県）民生活及び国（県）民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（１）実施体制」、「（２）サーベイランス・情報収集」、「（３）情報提供・共有」、「（４）予防・まん延防止」、「（５）医療」、「（６）国（県）民生活・国（県）民経済の安定の確保」の６項目に分けて立案している。町行動計画においても横断的な留意点等については以下のとおりであるが、発生段階ごとにおける対策については、町が主体となる４項目について記述する。

1 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部及び三重県対策本部が設置された場合は、任意に朝日町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置することができる。

さらに、町民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、町民生活及び町民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が特措法に基づき、三重県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、直ちに町対策本部を設置する。

町対策本部の設置に伴い、町対策本部会議を開催するとともに、迅速かつ機動的な対応を図るため、必要に応じて町対策本部の下に部を設置、開催する。

なお、任意で設置する町対策本部の組織及び職務等については、特措法及び朝日町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という）に準ずるものとする。

朝日町新型インフルエンザ等対策本部(構成員)

| | |
|------|--|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長 |
| 本部員 | 教育長及び各課（局）長 消防団長 その他本部長が指名する職員 |

※特措法第35条による

朝日町新型インフルエンザ等対策本部所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、主な活動内容は以下のとおりである。

| 名 称 | 活動内容概要 |
|----------------|--|
| 新型インフルエンザ等対策本部 | ○町内の感染状況の把握 ○感染状況に基づいた各課応急対応対策活動の基本方針の決定 ○職員の配備体制及び各課の応援体制の指示 ○感染拡大予防の方針の決定 |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊に対する新型インフルエンザ等対策派遣要請 ○消防・行政機関等に関する応援要請 ○対策等の総合調整及び統制に関すること ○職員の健康管理及びローテーションの検討 ○物資確保の要請 ○生活復旧の方針の決定 ○人的資源の確保 ○その他新型インフルエンザ等応急対策の重要事項の決定 |
| 総務課・子育て健康課 | ○対策本部の設置・運営及び決定事項の周知・徹底に関すること |

| 部名 | 班名 | 担当課 | 所掌事務 |
|-------|-------|------------------------|--|
| 総務経理部 | 総務班 | 総務課 議会事務局 町史編さん課 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察署、消防署・消防団との連絡調整に関すること ・自治会組織等との連絡調整に関すること ・食糧、生活関連物資の備蓄・調達及び管理に関すること ・感染（疑似症患者を含む）した職員の休暇等に関すること ・対策等に必要の予算に関すること ・議会関係の連絡調整に関すること ・報道関係者への対応に関すること |
| | 企画情報班 | 企画情報課 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民（外国人等も含む）に対する感染情報・予防対策の周知・啓発に関すること ・防災行政無線や各種媒体を通じた町民への情報提供に関すること |
| | 経理班 | 税務課 出納室 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に要する資金の緊急支払いに関すること |
| 建設経済部 | 産業建設班 | 産業建設課 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の関係機関との連絡に関すること ・家畜等及び野鳥等の鳥インフルエンザの感染症情報の収集に関すること ・ライフライン関係機関からの被害情報の収集に関すること |
| | 上下水道班 | 上下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の給水確保に関すること ・上下水道に係る町民への情報伝達に関すること |

| | | | |
|-----|-------|-----------------|---|
| 厚生部 | 保健福祉班 | 保険福祉課 子育て健康課 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策等に関すること ・県、医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること ・県の医療対策への協力に関すること ・住民予防接種に関すること ・要援護者の安否確認・支援等に関すること ・マスク、消毒液、予防接種用品の備蓄・調達及び管理に関すること ・児童福祉施設等の感染状況の把握に関すること ・住民に関する感染防止対策等の伝達に関すること ・所管施設における感染予防・拡大防止対策に関すること ・朝日町社会福祉協議会への協力要請に関すること |
| | 町民環境班 | 町民環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置に関すること ・遺体の搬送、埋葬又は火葬に至るまでの業務に関すること |
| | あさひ園班 | あさひ園 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園児の感染防止等安全対策に関すること |
| 教育部 | 教育班 | 教育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童生徒の感染防止等安全対策に関すること ・園児・児童生徒及び保護者に対する感染予防・拡大防止対策に関すること ・所管施設における感染予防・拡大防止対策に関すること ・県教育委員会との連絡調整に関すること |
| | 文化班 | 文化課 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育文化施設の利用制限等感染防止に関すること |
| 消防部 | | 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること ・感染者の救護、搬送及び状況の報告に関すること |

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要であり、新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階では、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積さ

れた段階では、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用するとともに地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスについても、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

3 情報提供・共有

(1) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが重要である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことを留意する。

情報提供に当たっては、正確かつ迅速に行うことはもちろん、高齢者や障がい者等の要援護者にも十分配慮した伝達方法に留意する。

(2) 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における町民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

(4) 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等の報道の役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、

風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任は無いこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(5) 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制も重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

4 予防・まん延防止

(1) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には町長及び事業者へ迅速に周知徹底を図る。

地域・職場における対策については、県内における発生の初期の段階から、職場における感染対策の徹底などの季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係機関等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

海外で発生した際の国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じて、帰国者の健康観察等に協力する。

各種対策の推進にあたっては風評被害の発生に十分留意する。

(2) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

② 特定接種と住民接種

【特定接種】

ア 特定接種

特措法 28 条に基づき、「医療の提供及び国民生活及び国民経済の安定を確保するため」

に行うもの。政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 対象者

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

ウ 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

【住民接種】

ア 住民接種

・緊急事態宣言が行われている場合

特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

・緊急事態宣言が行われていない場合

予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

イ 住民接種の接種対象者（政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。）

また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者¹⁵

・妊婦

② 小児：1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

ウ 接種順位

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方などあり、国が決定することとなる。

※留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

5 医療

(1) 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

(2) 在宅療養患者への支援

県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

II-7 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類している。

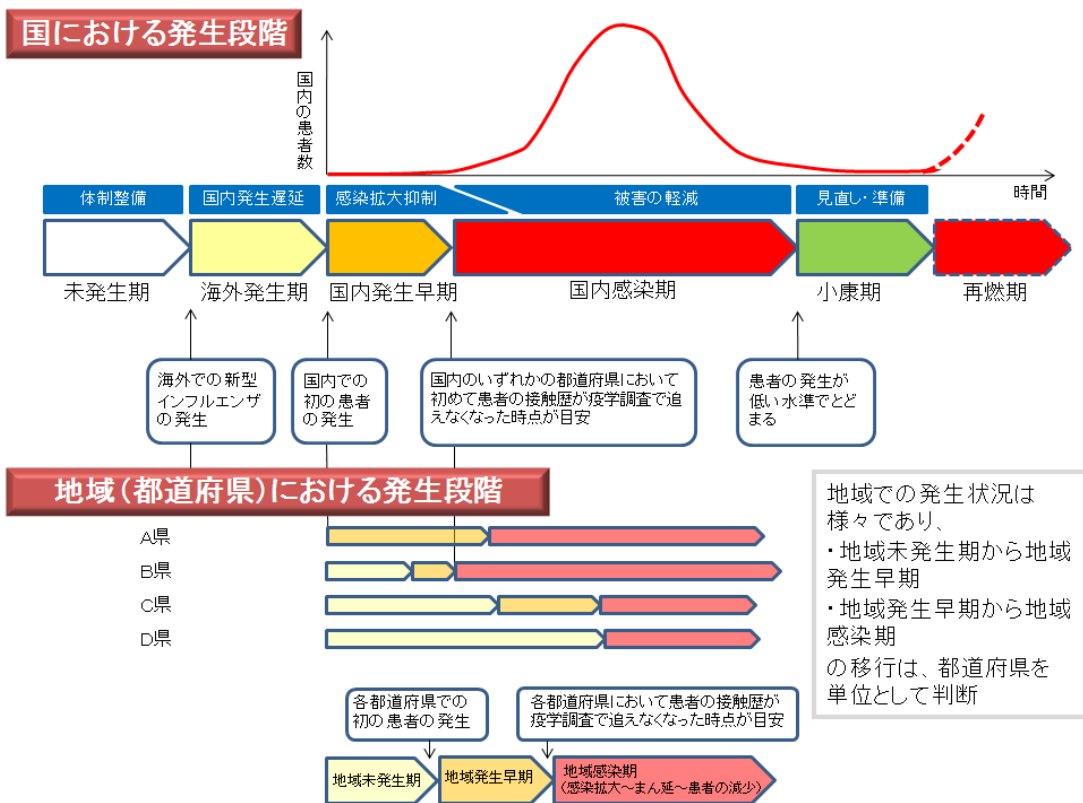
一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を次の5段階に定めている。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされている。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どお

りに進行するとは限らないことに留意する。

| 国の発生段階 | 状態 | | 県の発生段階 |
|--------|---|--|------------------------------------|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 | | 未発生期 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 | | 県内未発生期 |
| 国内発生早期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態 | |
| | 国内感染期 | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 | 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 小康期 | | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | |
| 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | | 小康期 |

〈 国及び地域における発生段階 〉



Ⅲ 各段階における対策

町行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により町行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とする。

また、町行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載するが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施する。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになるが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替える。

| |
|---|
| Ⅲ－１ 未発生期 |
| 予想される状況 |
| <p>新型インフルエンザ等が発生していない状態。</p> <p>海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。</p> |
| 対策の目標 |
| <p>発生に備えて体制の整備を行う。</p> |
| 対策の考え方 |
| <p>行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>行動計画を踏まえ、町民への予防接種体制を整備する。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民に継続的な情報提供を行う。</p> |

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制の整備及び県、他市町等との連携強化

県、他市町、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 情報提供・共有

町民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行う。また、町民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行う。

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図る。

② 地域及び職場における対策の周知

職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知する。

(2) 予防接種

① 特定接種

国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力する。

国が行う事業者からの登録申請の受付に協力する。

集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築する。

② 住民接種

県と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備する。

県、医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進める。

円滑な接種の実施が可能となるよう、以下の事項に留意し、医師会等と連携のうえ、接種体制を構築する。

- ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・ 接種場所の確保
- ・ 接種に要する器具等の確保
- ・ 接種に関する町民への周知方法（予約方法等）

③ 情報提供

ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を町民に提供し、住民接種に関する理解促進を図る。

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続を検討する。

(2) 火葬能力等の把握

県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検する。

Ⅲ－２ 県内未発生期

予想される状況

国内外のいずれかで新型インフルエンザ等が発生している状態。
県内では患者は発生していない状態。
国は緊急事態宣言を行う場合がある。

対策の目標

県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、町民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。
住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

町行動計画に基づき速やかに町対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施する。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

県の要請に応じ相談窓口を設置し町民の相談に応じ、必要な情報を提供する。

(2) 情報共有

県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を勧奨する。

病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請する。

公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請する。

(2) 渡航者対策

新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合には、町民に周知する。

窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行う。

(3) 予防接種

① 特定接種

国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。

接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

③ 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

緊急事態宣言がなされている場合の町民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

| |
|---|
| Ⅲ－３ 県内発生早期 |
| 予想される状況 |
| 県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 |
| 対策の目標 |
| 町内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 |
| 対策の考え方 |
| 県と連携し医療体制や感染対策について周知し、町民への積極的な情報提供を行う。 県内感染期に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 |

1 実施体制

(1) 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

町行動計画に基づき速やかに町対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施する。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討する。

(2) 情報共有

メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨する。

病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請する。

(2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。

(3) 予防接種

① 住民接種

国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、住民接種を開始する。

接種の実施にあたり、県及び国と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

緊急事態宣言がなされている場合の町民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進める。

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

| |
|--|
| Ⅲ－４ 県内感染期 |
| 予想される状況 |
| 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 |
| 対策の目標 |
| 医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめる。 町民生活及び町民経済への影響を最小限にとどめる。 |
| 対策の考え方 |
| 対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替える。 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施する。 町民生活及び町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行う。 |

1 実施体制

(1) 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

政府及び県対策本部が設置された場合、速やかに町対策本部を設置する。

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行う。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨する。

病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請する。

(2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。

(3) 予防接種

① 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

特措法第46条の規定による町民に対する予防接種を進める。

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進める。

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

③ 要援護者への生活支援

国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④ 埋葬・火葬の特例等

県の要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させる。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

| |
|---|
| Ⅲ－５ 小康期 |
| 予想される状況 |
| 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 大流行はいったん終息。 |
| 対策の目標 |
| 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 |
| 対策の考え方 |
| 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行う。 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

1 実施体制

(1) 実施体制

政府及び県対策本部が廃止されたときは、町対策本部を廃止する。

(2) 対策の評価・見直し

関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行う。

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直す。

(2) 情報共有

流行状況に応じて、相談窓口を縮小する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内での感染拡大防止策

県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止する。

(2) 渡航者対策

国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。

(3) 予防接種

① 住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種を進める。

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般

の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を

獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

